**北済協事故防止機器助成実施要領**

（制度の趣旨）

第1条　北海道トラック交通共済協同組合（以下「北済協」という）の組合員が交通事故の抑止に効果があると思われる各種事故防止機器を導入するにあたり、その費用の一部を助成して、組合員の積極的な交通事故防止・安全運行の推進を図ることを目的とする。

（助成の対象）

第2条　北済協加入組合員で当該年度に事故防止機器を購入し、助成金申請時において事故防止機器を装着した車両に北済協対人共済が付保されていること。

（助成対象機器）

第3条　助成する事故防止対象機器は次の通りとする。

1. ドライブレコーダー
2. バックアイカメラ
3. その他（組合員が事故防止に効果があるとして導入した機器で、北済協事故防止委員会がそれを認めた機器）

２　第１項、第２項及び第３項で定めた機器は、令和6年４月１日から令和７年２月末

　日の間に、導入及び支払い（リース契約の場合は契約締結）が行われたものを助成対

象とする。

（助成金額と機器台数の制限）

第4条　助成金額と台数の制限等は次の通りとする。

１台当たりの助成金額は購入金額（消費税を除く）の１０％とし、１組合員１０万円を限度とする。（ただし、対人有効契約台数を助成台数の上限とする。）

（申請期限）

第5条　助成金の申請は先着順とし、その期限は当該年度の２月末日とする。ただし、期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で助成金の請求申請を終了する。

（助成金の申請）

第6条　助成金を申請する組合員は、北済協所定の「事故防止機器助成金申請書」（別紙）に必要事項を記入の上、機器代金に係る領収書等と納品書等の写し(機器単価の記載がある明細書等)を添付し、北済協に提出しなければならない。

２　リース契約の場合は、リース契約書の写しと領収書等（一回目の入金確認可能な明細書等）の写し及び納品書等の写し(機器単価の記載がある明細書等)を添付するものとする。

（事故発生時の義務等）

第7条　助成を受けた組合員は、助成されドライブレコーダーを装着した車両に事故及びヒヤリハットが発生したときは、北済協に映像データを提出しなければならない。

　　　２　提出された映像データは、同種事故の再発防止及び損害軽減を図るため、安全教育用教材として活用する事とする。

（助成金の返還）

第8条　北済協は次のいずれかに該当するとき、組合員に対し既に助成した金額の返還を命

じることができる。

1. この要領その他北済協が定める事項に違反したとき
2. 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき

２　前項の規定により返還を命じられた組合員については、北済協が行う助成事業すべ

てに係る申請は、原則として当分の間、これを受付又は助成決定を行わない。

（その他必要事項）

第９条　この要領に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北済協がこれ

を定める。

附則

１　この要領は平成20年10月20日より施行する。

２　前項にかかわらず、平成20年4月1日以降において、本実施要領の各号の条件を満

たす場合にはこれを適用する。

附則

１　この要領は平成21年12月1日より施行する。

２　第４条（助成金額と機器台数の制限）を改正。

附則

１　この要領は平成23年4月1日より施行する。

　　２　第４条（助成金額と機器台数の制限）を改正。

附則

１　この要領は平成24年4月１日より施行する。

２　第４条（助成金額と機器台数の制限）を改正。

附則

１　この要領は平成26年４月１日より施行する。

２　第３条(助成対象機器)、第４条(助成金額及び機器台数の制限等)、第６条(助成金の請

求手続き等)を改正。

附則

１　この要領は平成27年４月１日より施行する。

２　第３条(助成対象機器)、第４条(助成金額及び機器台数の制限等)を改正。

附則

1. この要領は平成28年4月1日より施行する。
2. 第１条(制度の趣旨)、第３条(助成対象機器)、第４条(助成金額及び機器台数の制限等)、

第７条(事故発生時の義務等)を改正。

附則

　　１　この要領は平成29年4月1日より施行する。

２　第３条(助成対象機器)、第４条(助成金額及び機器台数の制限等)を改正。

附則

１　この要領は平成30年4月1日より施行する。

２　第３条(助成対象機器)を改正。

附則

１　この要領は令和2年4月1日から施行する。

２　第３条(助成対象機器)及び第４条(助成金額と助成対象及び機器台数の制限等)を改正。

附則

１　この要領は令和3年４月１日より施行する。

２　第３条(助成対象機器)、第６条(助成金の請求手続き等)を改正。

附則

１　この要領は令和４年４月１日より適用する。

２　第３条(助成対象機器)、第５条(申請期限)、第７条(事故発生時の義務等)を改正、第８

条(助成金の返還)、第９条(その他必要事項)を追加。

附則

１　この要領は令和６年４月１日より適用する。

２　第３条(助成対象機器)、第４条(助成金額と機器台数の制限)を改正。